

# 社団法人 新潟県臨床検査技師会中越支部規約

- 第 1 条 この会は、社団法人新潟県臨床検査技師会中越支部と称し、事務所を支部長所属の施設に置く。
- 第 2 条 この会は、会員の技術並び知徳の向上を図り、もって地域の保健衛生に寄与することを目的とする。
- 第 3 条 この会は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。  
(1) 研究・調査・発表及び講習会の実施。  
(2) 衛生思想の普及と地域保健事業への協力。  
(3) 検査技術に関する情報の交流。  
(4) 会員の福祉増進に関する事業。  
(5) その他前条の目的達成に必要な事業。
- 第 4 条 この会の会員は、中越地区に居住または勤務する臨床検査技師で本会の目的に賛同して入会した者とする。
- 第 5 条 この会に入会しようとする者は、入会申し込み書に所定の事項を記入し支部長に申し込むものとする。
- 第 6 条 この会を退会しようとするときは、その旨を文書で支部長に届けなければならない。
- 第 7 条 この会の運営は、会費及び寄付金等をもって当てる。  
2. 会費は年額 1, 0 0 0 円とし、前納する。  
3. 会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までとする。
- 第 8 条 この会に次の役員を置く。  
2. 支部長 1 名、副支部長 1 名、理事若干名、監事 2 名。  
3. 前項の役員は、別に定める規定により選出し、総会に報告する。  
4. 支部長、副支部長、県理事は、理事の互選とする。  
5. 理事及び監事は、相互に兼任することができない。  
6. 役員任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 第 9 条 この会に、顧問並びに名誉会員を置くことができる。  
2. 顧問並びに名誉会員は、学識経験者及び本会の功労者の中から理事の承認を得て支部長が委嘱する。  
3. 顧問並びに名誉会員は、会費を納入することを要しない。
- 第 1 0 条 この会の会議は、総会及び理事会とする。総会は、年 1 回開催し、理事会は支部長が必要に応じて開催する。臨時総会を開催することができる。  
2. 会議の議事は、出席者の過半数の同意により決定する。
- 第 1 1 条 この会の事業計画及び予算は、その事業年度開始前に総会の議決を得なければならない。
- 第 1 2 条 この会の事業報告及び決算は、その年度終了後 2 月以内に監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。
- 第 1 3 条 この規約は総会の議決を経なければ変更することができない。
- 付 則
1. この規約は昭和 3 1 年 1 0 月 1 3 日より施行する。
  2. 昭和 4 4 年 3 月 1 5 日一部改定
  3. 昭和 5 2 年 4 月 1 日一部改定
  4. 昭和 6 2 年 4 月 1 日一部改定
  5. 平成 3 年 3 月 3 0 日一部改定
  6. 平成 1 8 年 3 月 1 1 日一部改定
  7. 平成 2 0 年 3 月 8 日一部改定